

公益財団法人 Hope フューチャー

令和 8 年度 奨学生募集要項

1. 趣 旨

公益財団法人 Hope フューチャー（以下「当財団」という）は、群馬県在住または、群馬県内の高校に通学しており、国内外の大学・専門学校へ進学する優秀な生徒に対して奨学援助を行うことにより、社会の有用な人材を育成し、群馬県内の教育水準の向上及び人材の育成に寄与することを目的としています。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付とし、原則として返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

3. 奨学生の応募資格

当財団の奨学生の応募資格は、下記(1)～(5)の項目のすべてに該当する者。

(1) 下記のいずれかに該当する者

- ①群馬県在住の国立・公立高等学校に在籍する高校生、または群馬県内の国立・公立高等学校に在籍する高校生
- ②群馬県在住の高等学校卒業程度認定試験合格者

(2) 将来の進路として下記のいずれかを希望する者

- ①製造業（将来希望する職種として設計・製図、研究・実験、品質保証、生産技術、IT エンジニアを考えている学生）
- ②工業
- ③農業

(3) 下記のいずれかに該当する者

- ①高校 2 年次までの成績評定平均が 4.0 以上（小数点第 2 位四捨五入）の者
- ②高校 1 年次から高校 2 年次までの定期テスト成績結果が常に学年上位 15 位以内の者
※クラス順位の場合は上位 5%以内

(4) 下記のいずれかに該当する者

- ①部活動で優秀な成績を残した者。（例：地域(関東)大会に出場、コンクール出展など）
- ②リーダーシップ経験(部長やキャプテン)がある者
- ③学外活動（ボランティアやアルバイト）で地域社会への貢献がある者
（活動日数・勤続年数を記載）
- ④資格取得者

※資格は、別紙「資格一覧」に該当するものとする

⑤異なる文化や国での経験があり、異文化理解を深める活動経験がある者

又は、英検 2 級以上取得の者 又は TOEIC600 点以上取得している者

※活動経験は、別紙「活動一覧」に該当するものとする

(5) 下記のいずれかに該当すること

①世帯年収 1,500 万円未満

②世帯年収 1,500 万円以上～2,000 万円未満の場合は、以下のいずれかに該当すること。

- ・家庭内の特殊な状況（例えば、病気や障がい）により、経済的負担のある家庭
- ・兄弟姉妹が 3 人兄弟以上いる家庭
- ・ひとり親家庭

※ 他の奨学金制度を利用する予定の者であっても、応募資格を有するものとします。

4. 採用人数

計 4 名～8 名

※補欠として数名の採用を予定しています。

※補欠として採用された者は、奨学生から辞退があった場合にのみ採用されます。

5. 奨学金の額と給付の方法、奨学金受領書の提出

(1) 給付金額・・・月額 5 万円～10 万円

(2) 給付の期間・・・原則 4 年間（正規の最短修業年を上限とする）

(3) 給付の方法・・・奨学金は、3 カ月毎の一定日に交付するものとします。

（本人名義の銀行等の預金口座に入金します。）

(4) 受領書の提出方法・・・奨学金の受領の都度、財団指定のフォームにより領収書を提出してください。

6. 奨学金の停止事由

(1) 休学したとき

※休学したときに奨学金を停止しますが、休学後に進級したときは奨学金の給付を再開します。

7. 奨学金の廃止事由

(1) 修得単位数の合計数が標準単位数の 5 割以下のとき

(2) 正当な理由なく、奨学生の義務を継続して果たさなかったと認められるとき

(3) 休学を 1 か月以内に報告しなかったとき

(4) 3 か月未満の停学処分を受けたとき

(5) 訓告処分を受けたとき

(6) 世帯年収が 2,000 万円以上となったとき

8. 奨学金の返還

- (1) 偽りその他不正の手段により支援措置を受けたとき
- (2) 大学等から退学・停学(無期限又は3カ月以上)の懲戒処分を受けたとき
- (3) 学業成績が著しく不良(累積取得単位数が標準単位数の1割以下)であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がないとき
- (4) 反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
- (5) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったと認められるとき

9. 手 続

- (1) 必要書類
 - 1 願書
 - 2 申込書①
 - 3 申込書①に記載された必要書類
 - 4 申込書②
 - 5 小論文
- (2) 提出方法
各高等学校から財団宛（下記「提出先」）に郵送して下さい。
- (3) 提出期限
令和2026年9月11日（当日消印有効）
- (4) 提出先（連絡先）
〒373-0041
群馬県太田市別所町214番地1
公益財団法人 Hope フューチャー 事務局

10. 奨学生の決定

- (1) 奨学生の決定は、当財団の選考委員会の選考を経て代表理事が行い、その結果を本人及び各指定高等学校に通知します。
- (2) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

11. 奨学生の義務

奨学生は、当財団が奨学生交流会を開催した場合には、可能な限り出席しなければなりません。

以上